

## 健康いせはら 2 1 計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画（以下「計画」という。）の原案を策定するため、健康いせはら 2 1 計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定及び検討に関すること。
- (2) その他計画の原案の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから7人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健行政関係者
- (3) 保健団体関係者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募に応じた者
- (6) その他健康又は運動に関して知識がある者

2 委員は、前項各号に定める者の中から市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画の原案の策定作業が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

### (意見の聴取等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康管理主管課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 附 則（令和5年5月31日告示第109号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。